

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三六―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷沢字新林五百四十六番一の一部、五百四十六番十三、五百四十六番十四、五百四十六番二十五の一部、五百四十六番二十八、五百四十六番四十一、五百四十六番四十二、五百四十六番四十三、五百四十六番四十四、五百四十六番四十六、五百四十六番四十九

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千九百九十六・六四立方メートル